

すかんぽ とやま

第20号

今号の内容

★「子どもの育ちを支える 子育て支援フォーラム」

—すべての子どもの
権利と育ちを保障していく
社会の実現を目指して—

- 「保育の出前」実演
立山町保育士会・氷見市地域子育てセンター
- 記念講演「地域中心の子育て支援を考える」
淑徳大学総合福祉学部教授 柏女霊峰
- 対談「これからの子ども・
子育て支援のあり方を考える」
柏女霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
×
小島伸也（富山県保育連絡協議会 会長）



氷見市阿尾保育園
「ぐるぐる 楽しいなあ♪」



氷見市十二町保育園
「なかよく めりめり」



氷見市新町保育園
「おいしいもの描こう」



令和4年度「子どもの育ちを支える子育て支援フォーラム」

—すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現を目指して—

令和5年1月21日に、「子どもの育ちを支える子育て支援フォーラム」が開催されました。わが国では人口減少が進み、核家族化・世帯員数の減少に加え家族相互に助け合う力が低下し、地域住民同士の交流の機会も減り、家庭と地域のつながりが弱くなってきています。保護者の子育てへの不安や悩み、家族や地域からの孤立が、児童虐待をはじめ、子どもの命を脅かす深刻な課題につながっているとされています。

このような状況の中で、未来を担う子ども一人ひとりの育ちを保障し、子育て家庭とともに、地域社会全体で支えていくような「子育て文化」を育むことが重要となっていることから、富山県保育連絡協議会では、平成9年度から関係機関・団体と協働のうえ実施している子育て支援「保育の出前」活動実践を通し、子育ての楽しさや喜びを地域社会へ広めるなど、子育てしやすい地域づくりを進めているところです。

今回のフォーラムは、関係機関等相互の「つながり」を一層深め、地域が中心となって子育て支援を充実させるための仕組みを考えることを目的に開催され、「保育の出前」の実演と実践発表、記念講演、対談が行なわれました。

「保育の出前」実演・実践発表

立山町保育士会

テーマ『子育て応援団はすぐそこに』

～あなたは一人じゃないよ～

核家族が多くなり、子育てに困ったお母さん達の中には、話を聞いてもらいたくても、誰に相談すればいいのかわからず心細く思ったことはありませんか？長引くコロナ禍で近所の人や同世代のママともなかなか話せず、地域とのつながりも作りづらくなっていませんか？お母さん達の周りには安心して子育てできるようサポートしてくれる人がたくさんいます。いろいろな人の助けをかりていいのです。子育て広場や地域のイベントなどで、コミュニケーションの輪を広げ、楽しんで子育てしましょう。みんなが笑顔で元気に過ごせるように、保育士や看護師、地域や家族が応援します。



氷見市地域子育てセンター

テーマ『地域住民による子育て支援活動を支える』

氷見市地域子育てセンターは“地域子育て支援拠点事業”として、親子の交流の場の提供・相談・関連情報の提供・講

習を行っています。さらに“利用者支援事業”として、市内の子育て支援のネットワークの構築や地区子育てサークルへのアウトリーチ支援を行なっています。

市内には、地区住民主催の地区子育てサークルが14か所あり、地元の顔見知りを増やし、地元の輪で親子をあたたく見守る場となっています。地区の課題やニーズを踏まえた知識や技術を提供し、配慮の必要な家庭の地元情報を関係機関と共有し予防的支援を実施するなど、この「保育の出前」で地域住民による子育て支援活動を支援しています。



「保育の出前」の実演と実践発表の感想

～アンケートより～

- 保育の出前は子育てに不安を感じているお母さんにとって、とても救われる支援だと感じました。
- 保育所や支援センターが地域の子育てを支えていると感じたので、もっと地域の方が来やすい環境を整えたいと思いました。

子育て支援事業 保育の出前

子育ての楽しさを出前しま～す♪

子育ては楽しく喜びと感動いっぱいのお楽しみです！

子育て支援事業 「保育の出前」とは？

保育士等が子育て支援事業の一環として地域に向き、専門知識・技術を活かした遊びの実演を行い、子どもとの関わり方や子育ての楽しさ・喜びを伝えるボランティア活動（無償）です。

具体的な保育の実演内容とは？

- 保育士等2～3人で行う20分程度の実演で、内容は次のとおりです。
- ① 家庭にある材料を使って手作り遊具を作り、家庭で子どもと一緒に楽しめる遊びの紹介
 - ② 運動遊び、手遊びなどを通して、サークルや家庭で笑いや会話が広がるような遊びの紹介
 - ③ 子どもへのしぐさ、遊びを通して発達のポイントや、子どもが求めている関わり方など、子ども理解につながる例の紹介

地域の育ちを支える 応援します！

出前先は・・・
公民館、学校、児童館、
企業など

記念講演

「地域中心の子育て支援を考える」

淑徳大学総合福祉学部教授
柏女 霊峰 氏

1. 社会福祉実践・子育て支援実践とは



複雑化した現代社会において、私たちは日々、さまざまな生活課題に直面することとなります。その生活課題を焦点として、個人や家族と環境との接点に介入し、さまざまな援助を進めるのが社会福祉実践、子育て支援実践です。その際、個人や家族に対してのみ働きかけるのではなく、地域社会そのものに対しても働きかけを行うことが特徴です。それは、いわば福祉社会づくりの活動といってもよいでしょう。現代の社会福祉が直面している問題としては、子ども家庭福祉分野では「子育ての孤立化」、「保育サービス等の待機児童」、「子ども虐待」、「子どもの貧困」、「障害児支援」、「いじめ」、「引きこもり」など幅広く存在しています。その多くは、つながりの喪失とその結果引き起こされる社会的孤立により深刻化していくこととなります。いわば孤立と分断の社会がもたらす課題といってもよいでしょう。その要因の大きな一つが、公共の特に「共」がやせ細ってきていることです。そのことが、「公」の肥大化を生み出し、問題を自分たちの問題、地域の問題として考える素地を奪っていくこととなります。私たちは古いがらみや束縛から解放された反面、新しい連帯が作れず孤立に向かっています。そしてそれが「公」の肥大化を招いています。個の自立を前提として、人々が緩やかにつながる新しい連帯の形をいかに作り上げるかが問われています。「保育の出前」はまさに、こうした新しい連帯を子育て家庭の中に作っていく役割の一つを果たしていると思います。「孤立と分断」から新たな「連帯と共生」の社会への移行が必要とされています。ところで、この保育の出前は、「公」が用意したものではなく、保育連絡協議会や民生委員・主任児童委員さんなどの「共」の人たちが自分たちで作上げ、ボランティア的に地域公益活動として行っているところに、大きな特徴があると思います。「公」は制度を作るのが仕事になります。しかし、作る制度は切れ目が生じることが宿命と言えます。制度適用の可否を決めなければならないからです。そうするとその制度に該当する人と、該当しない人が出てきてしまいます。ここが分断につながっていくこととなります。そして必ず制度から漏れてしまう人を生み出し、制度にアクセスできない人々を生み出していきます。その制度と人々との間を埋める活動の一つが、民間の地域公益的活動と言えます。インクルーシヴ(包摂的)な社会づくりを実現していくためには、切れ目を埋める民間の制度外活動を活性化し、制度内福祉と制度外活動との協働が必要とされることとなります。制度の隙間を埋め、課題を抱える子どもや子育て家庭を発見、支援し、必要に応じて専門機関につなぐなど、制度と協働した民間のボランティアな役割がとて重要とされてくるのでは

ないかと思っています。

2. 子育て支援の定義

子育て支援、「公」を行うことは大事で、それと制度外活動を含めた子育て支援を併せて子育て支援の定義を自分なりに作ってみました。この定義においては、①子どもの成長発達を図るということが第一目的であるということ、②あくまでも親子の主体性を尊重する支援であるということ、③親子間のより良い関係の取り結びを促進することを主眼としていること、④そのために地域のさまざまな社会資源が協働して取り組む営みであるということ、⑤親子の支援のみならず、子育てに優しい地域社会づくりをも視野に入れた取り組みだということ、以上の五つがとて大切な視点だと考えています。最近の諸研究により、親と子どもの愛着関係の形成や基本的信頼感をはぐくむこと、親の精神的安定や孤立防止が子どもの成長にとっていかに重要であるかが示されています。子育て支援は、何より子どもの発達にとって必要なサービスといえるのです。このように、子育て支援とは、子育て中の親の育児を肩代わりするものでも親子の支援のみを対象とする営みでもないことを心にとどめておきたいと思います。

3. 子ども家庭福祉の理念に見る三つの子育て支援

2016年に児童福祉法の理念が改正されました。その条文は、〈第一条〉全て児童は、児童の権利に関する条約の精神のっとり、適切に養育されること。〈第二条〉社会のあらゆる分野において子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう努めること。〈第三条〉前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理はすべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。〈第三条の二〉国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。この四か条を元に、(1)地域子育て家庭支援(公的責任、社会連帯による私的養育の支援)、(2)子ども虐待防止と社会的養護(公的代替養育)、(3)家族再統合、特別養子縁組の三つの子育て支援を考えることができます。この三つの子育て支援がそれぞれ機能しているということが、とても大切になるだろうと思います。自分たちの出来る範囲で地域子育て支援を行っていくというのが保育の出前の理念の大きなところでもあると思います。民生委員・主任児童委員の方々が、地域の中で親御さんたちの気持ちを伺ったりして、そうしたサービスにつなげていくということが、その役割だろうと思います。

4. 子ども・子育ての動向

2020年度の子どもの虐待の件数(速報値)は、20万7,659件です。全国統計が開始された1990年度1,101件の188倍となりました。また、子どもの貧困の問題も近年深刻になって

きました。どうも子育て世代に格差が生まれています。非正規雇用就労が多くなってきて、まだ結婚もできない、あるいは結婚しても子育てが非常に貧困家庭の中でやらなければいけないというような状況になっています。貧困が子どもを育てるのにどんな影響が出るのかということも、調査研究が非常に進んできています。特に日本の場合、ジェンダー問題の取り組みが十分ではないこともあり、大人が1人の世帯、特に母子家庭の相対的貧困率が非常に高く48%ですので、2世帯に1世帯が貧困家庭の子どもになっていることとなります。子どもの貧困は、不十分な衣食住による心身の不調、親子共同体験の不足、居場所のなさ、その年代に必要な経験や持ち物の制限をもたらす、その結果、学業不振や自己肯定感の低さなどがもたらされる可能性があることが指摘されています。また、子どもの虐待死亡事例の検証などが行われています。年間50人の死亡事例があります。これはほぼそんなに減っていないのです。こんなに政策が充実してはいても、死亡事例は減っていません。1週間に1人、全国どこかで親または親に替わる保護者によって、子どもが殺害されています。この現状は全然変わらないということです。

最近家族のケアを担う子どもたちとしてのヤングケアラーの支援が注目されています。ヤングケアラーは、法律上の定義はありませんが、厚生労働省の調査研究では、家族や兄弟の世話、家事労働など、本来大人が担う役割を日常的にしている18歳未満の子どもというふうに定義されています。こうした子どもたちの多くは、自身がケアを担っているとの自覚が乏しいままにケアを続けています。ケアを担うことが、自身の存在確認になっていることもあり、何よりも子どもの気持ちを大切に考えることが必要です。「そんなことをする必要はないよ。勉強しなよ」というふうに即断して言うことは、子どもの尊厳を傷つけてしまうことにもなりかねません。現在、支援の在り方は模索されていますが、実情把握、伴走、休息(レスパイト)、そして分野によらないサービス、支援の組み合わせのほか、スクールソーシャルワーカーなどへ支援をつなぐ役割が求められています。

5. 子育て支援に関する事例



子どもの問題、育ちの問題について挙げてきましたが、その事例を挙げます。保育所における被虐待が疑われる事例です。「『今日もAちゃん遅いわ。みんなでお散歩に行くのに』と、担当保育士はつぶやく。散歩から帰ってきた11時ごろ、Aちゃんは、母とともに登園する。母は寝起きの様子で、『お願いします』と言って、そそくさと園を出て行った。母からはアルコールの匂いがした。Aちゃんには覇気が見られず、イスに座り、しばらくぼーっとしていたが、給食になるとむしゃぶりつくように食べる。お替りもする。保育士はAちゃんに、『昨日は夜ご飯食べたの?』と尋ねると、『うん』と言いながら、口に押し込むように食べ続けている。『朝ご飯は食べたの?』と尋ねると、や

はり『うん』と答える』という事例です。この場合は、保育士さんの尋ね方がイエス、ノーで答えられる聞き方をしているのでもう少しオープンクエスチョンで、「家で何食べたの?」という聞きの方がいいです。保育士には保育士ならではの保護者支援のためのスキルの体系、『保育相談支援』という体系があります。保育士はソーシャルワーカーではないので、ソーシャルワークそのものをやることはできません。保育相談支援は、保育士の専門性を活かした保護者支援ということになります。それを使いながら、ソーシャルワークにつなげていくということが大事になると思います。また、援助をしていく上で、しっかりと心を傾けて聴くという『傾聴』が大事になります。例えば「うんうん」「はいはい」とうなずいて聞くことが、傾聴の技術の一つになります。また、子どもや保護者の方が言った内容を繰り返すことも、受容のスキルの一つになります。

6. 子育て支援活動の体系

本日の保育の出前実演発表の中でも子育てについて保護者の方から質問があって、それに対して保育士が答えていました。これが『ガイダンス』です。1回のもあれば、継続してガイダンスをしていくということもあるでしょう。育児講座などを定期的に開いていることもガイダンスということになります。『ソーシャルワーク』は、その方の気持ちをしっかりと受け止めて、必要なサービスにつないでいくものです。もっと内面の問題であれば、例えば心理療法やカウンセリングなどは有効です。『保育相談支援』というのは、ソーシャルワークとカウンセリングの間ぐらいのところにあり、保育士さんが持っている技術の体系、保護者支援のためのスキルで『動作的な援助』があるのが特徴です。

7. 保育相談支援の技術

保育相談支援のスキルについては、大きく受信型と発信型に分けられて、発信型は『動作的な援助』というのがあります。動作的な援助には、『物理的環境の構成・観察の提供・行動見本の提示・体系の提供』などがあります。例えば、ある保育所が実施している地域子育て支援センターで、父子の集いが開催されました。3歳になるHくんと父Iさんのペアがボール遊びを始めて、間もなくじっと座り込んでいます。IさんがHくんに、「こんなボールも取れないのか」となじったため、ふてくされてしまったそうです。その様子を見ていた保育士が父子のもとに行って、Hくんとボール遊びを始めました。保育士であれば、3歳の男の子がどのぐらいのボール遊びができるのかということが分かっていますので、子どもが喜びそうなボールを投げたり、転がしたりします。Hくんはすぐに機嫌を直し、楽しくボール遊びを始めました。保育士は父親のIさんを誘って、3人でボール遊びを始めました。Iさんは保育士とHくんのやり取りを通じて、Hくんのボール遊びのレベルを知ったために、「3歳はこんなものか」ということが分かり「もう無理なボールは投げない。むしろ保育士に向けられるHくんの可愛い笑顔を私にも見せてほしい」というふうに願うようになります。その結果ボール遊びが楽しく展開され、もう大丈

夫と感じた保育士はさりげなくその場を離れていきます。この場面に、どんなスキルが使われているのかです。保育相談支援に着目した場合、これは五つの技術①発達援助の技術、②生活援助の技術、③関係構築の技術、④環境構成の技術、⑤遊びを展開する技術が挙げられます。これは保育所保育指針の解説書に書かれているものです。この中の『遊びを展開する技術』を保育士は使いました。3歳の子どもが一番楽しい遊び方を分かっているのでも、ボール遊びの技術を使いました。そして大きく三つの保育相談支援の技術を使いました。まずは『行動見本の提示』です。お父さんにどんなボールを投げたら、子どもが取れるのか、喜ぶのかを目の前で見せてあげました。これが動作的な援助です。遊びを展開する技術を持っている保育士だからこその技術です。そして、『物理的環境の構成』です。これはお父さんに見てもらおうということです。保育士と子どもがボール遊びのやり取りをして、お父さんも入りませんかと言ったのです。そして、3人でボール遊びをする場を作ったわけです。次に『体験の提供』です。3人でボール遊びができるようになったら、保育士はさりげなくそこを去って、今度はお父さんとHくんと2人でやってみようと言っています。自分でやってみた体験をお父さんに提供するというようになります。この三つの動作的な援助をしていることになります。

8. 保育所保育指針に見る子育て支援の原理

新しい平成30年の保育所保育指針は、教育の大切さを強調しすぎたために、これまで保育士が持っていた子育て支援のノウハウを、つぶしてしまったようで残念なことだと思っています。旧版の2008年の告示版^{*1}には、保護者支援の原理を第6章において7点に整理されていました。これはとても大切な子育て支援の原理だと思っています。特に2点目の「保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること」保育所では子どもの成長に親が気付かないことに先に気がついてしまうことがあります。例えば初めてバイバイした。初めて歩いた等です。そうすると、保護者の方がお迎えに来た時に「今日は初めて歩きました。お家でやってみてください」というふうに、喜んでお伝えします。100人のうちの99人の親はそれで喜び「良かったです。家でもやってみます」と言うわけです。でも全ての親がそうとうは限りません。子どもの成長に気付くゆとりもない場合は、保育士が「今日歩きましたよ」と満面の笑顔で言ってきたら、どう思うのか。「それ、私の喜び取らないでよ。私だって一生懸命生きているのよ。でも、子どものそんな成長に気付く時間なんかないわ」と思ってしまいかもしれません。「保護者とともに子どもの成長の喜びを共有すること」というこの原理に従ったら、「今日もうちょっとで歩けそうでした。今日は歩けるかもしれない。だからお家帰ったら、手を伸ばして『おいで』とやってみてもらえませんか」というふうにして、もう1度やってみて結果、歩けたということを喜んで、翌日お伝えしてもらおうというふうに、親の主体性を尊重しながら、横から、後ろから伴走していく。これが子どもの成長をとともに喜ぶということにつながっていくのだと思います。なお、

今回の保育所保育指針で、この「保護者と共に子どもの成長の喜びを共有すること」というのはなくなりました。そして、「親が子育ての喜びを感じられるように支援すること」と書いてあります。違うのではないかなと思います。子育ての喜びは、一緒に喜んでくれる人がいるから頑張っていくのだと思います。



9. 地域子育て支援活動

基本原則ですが、行政や専門機関の対応が充実しても、子どもがそこにつながらなくては意味がありません。通告というのは、悩み苦しむ家族を援助のルートにつなげる手段であり、決して親を告発することではありません。主任児童委員等のボランティア、子育て支援者の役割としては、専門機関との連携に心がけ、さらには要保護児童対策地域協議会、保育所であれば必ずメンバーに入っていますが、施設が一堂に会した個別検討会議に参加するなどして、役割分担と協力の下、応援していくことが必要とされています。基本的な姿勢は、受容、個性、相互信頼関係などが大事です。続いて、協働の原理です。連携・協働するためには幾つか守らなければいけない掟というのがあって、それを守らないと連携がうまくなくなることがあります。大きく6点ぐらいあります。第一に、「協働・連携とは異なる主体の対等な関係」です。第二に、互いに協働・連携の「相手を知る」ということが大事になります。第三に、「ミッションと目標を共有する」ということです。第四に、「対話と活動を重ねる」ということを粘り強くやっていく。どんなに打ち合わせしても、援助観が違ったり、援助の手法が違ったりすれば綻びは出てきます。それはその後の反省会でしっかりと、気持ちを通わせるということが大事なのだと思います。第五として、「長所を生かし短所を補う(お互いの資源を生かす)」ということです。訪問型の支援が得意な人もいれば、来てもらってはじめて力を発揮できる専門性もあります。そういう意味では、お互いの長所・短所を補う関係がとても大事です。次に第六は、「それぞれの得意分野を生かして、かつそれだけに限定せずそれぞれの機関・施設の活動ののりしろ部分を増やす」ということ。自分たちの役割をちゃんと押えながら、でも相手のことも理解することが大事になるかと思います。最後が、それぞれがある程度「自在になる」ことが大事かなと思います。

支援のための7Hですが、Headは知識です。Handは技術です。Heartは心。Healthは心身の健康。Honestyは誠実さ。Humor。最後にHappiness、自分自身のことは捨てたものではないよ。ある程度自分が好きだというふうになっていることが大事で、自分なんかどうしようもないと思っていたら、子育て支援はなかなかできない。嫉妬してしまったり、私は私で足りないところはあつたりするけれども、これでいいんだという気持ちがないと、子育て支援はうまくいかないと思います。

*1 参考資料 2008(平成20)年 告示「保育所保育指針」第6章

対談

『これからの子ども・子育て支援のあり方を考える』

柏女 霊峰 氏 (淑徳大学総合福祉学部教授)
小島 伸也 氏 (富山県保育連絡協議会会長)

小島会長(以下小島) :講演では私どもが長年取り組んでまいりました保育の出前を一つ一つ意味付けしていただき、大変光栄に思っております。「保育の出前」ということを強調しながら、子育ての喜びや様々な疑問に答える活動を保育士の専門性を活かして実践していくことが、地域の子育て支援に大切なことではないかと思



います。子育て支援イコール少子化対策ではないと思います。少子化状況は変わらず、私どもは今後の働きかけに何が必要になっていきますか? また子育て支援の流れをどのように見ているのでしょうか?

柏女教授(以下柏女) :子育て支援がなぜ起こったのかというと、ちょうど1990年代の後半、昭和の末期のころに子育て財源が不足し、福祉の見直しが始まり、子育てが非常に厳しい状況になり出生率が低下していきました。そのころ私は今の厚労省で最初の子育て支援に参加し、平成5年最初に「保育所地域子育て事業」が出来ましたが、保育所からは地域子育て支援に対する理解が得られませんでした。平成6年に「主任児童委員制度」それから「ファミリーサポートセンター事業」ができ子育て支援サービスが広がり、平成27年「子ども・子育て支援新制度」につながり、そこが子育て支援の結節点だと思います。

小島先生がおっしゃったように子育て支援と少子化対策は重なるのですが一緒ではない、まさにそうなのです。当時の厚労省は子育ての孤立の問題をどうしていくのかに焦点を当て、あくまで子育て支援ということで少子化対策は進みませんでした。

小島 :私どもが進めてきた子育て支援ですが、その中で子ども達の生活、親の生活、地域の状況が大きく変わってきているように思います。また、家庭生活の様々な課題があって、実際に民生委員・児童委員の方とどのような働きかけが必要であるか一緒に協議しているケースもあります。専門機関や児童相談所と一緒に考えているケースには、保育所では無力感を覚えるぐらい、つらいケースがあるのです。様々なお子さんが多数いらっしゃって、子どもや家庭の置かれている深刻な状況にもっと地域のいろいろな方と連携していかなければと、みんな肌身で感じているのではないかと思います。

保育所の「来る子を保育する」という考え方から、頼るべき存在として民生委員・児童委員の方、専門機関など地域へ出向いて行って、いろいろな関係づくりを進めるというふうに、シフトする部分もあっていいのではないかと思います。その点に関してはいかがでしょうか。

柏女 :制度を作るのが仕事の中心になっていますけれども、

平成の途中から隙間の問題に関する立法が非常に増えてきたのです。「虐待防止法」「発達障害者支援法」「子どもの貧困対策法」「いじめ防止対策推進法」が出来ました。さまざまな隙間の問題が大きく顕在化してきたのが平成期だと思うのです。

それぞれ個別に対応してきたのが大きな特徴で、例えばそれぞれにセンターを作っていたわけですが、「医療的ケア児支援センター」や「発達支援センター」ができつつ充実させていくのは大事ですが、結局ばらばらに充実されてしまったため一元化の問題が出てきました。別々に作られてきたものを関係機関との連携の中で束ねていき、「子ども家庭総合支援拠点」と「母子健康包括支援センター」を作りましたけれど、地域包括的で継続した切れ目のない支援にしていけるのが、令和期の大きなテーマだと思っています。

小島 :こども家庭庁がこの4月から発足していくのと合わせて、富山県のこども家庭庁として縦割り行政から各部門を統合していこうと、それは市町村でも同じになるのではと思います。地域的に見ても、私たちはそれぞれの分野でやっていたことが、お互いに見えていなかったりするわけです。そういう意味では地域において、子ども施策を統合していくような組織というものはないわけですか。今後子ども・子育てを中心と考えていく地域レベルの協働組織のようなものは考えられるのでしょうか。

柏女 :考えられると思います。例えば出前保育のために、今民生委員・児童委員さんと保育所や特定教育施設が組んでやろうとしていることは、そういう人たちがプラットフォームを作ってそれぞれの特性を生かして出前保育をやろうと動いていると思うのです。つまり、民生委員・児童委員と保協、あるいはそこに誰かが入ってきて、プラットフォームを作り活動を展開それを増やしていくということ、これがこれからの方法としてとても大事なことです。

もう一つ大事なことは、そこに高齢者や障害者の方の団体が入ってくると、今度は分野横断的な支援ができることになるわけですが、例えば母が精神疾患を持っていて、子どもがヤングケアラーになれば母の精神疾患に対応する、その子どもの兄弟が障害者であれば、障害者福祉サービスや障害者の支援利用計画作り、そこに祖母がいれば介護保険、そしてヤングケアラーの対応ということを一か所でまとめてやれないかと、解決が図れない問題になっていると思うのです。

高齢者や障害者の方々の団体にも入れてもらって、一緒にケース検討するとか、協働事業するとか、分野横断的な対応をこれからやっていくことが、次のステップとして大事なのだらうと思っています。

小島 :社会福祉法人レベルでは、地域共生社会の実現に向けて今それぞれの種別、高齢・障害・児童それぞれの社会福祉法人が入り、連絡会が出来ていますが、まだ協働事業がないのです。地域の方々と一緒に何ができるのか、地域共生社会といわれているときに、社会福祉法人の役割は非常に大事だと思うのです。後押ししていただくことがあれば、どのような役割になるのでしょうか。

柏女 :まず皮切りは、今、国の方で進めようとしている社会福祉連携推進法人の制度、もう一つは相談機関を合わせる重層的支援体制整備事業、これを着実に掛け声だけで終わらせないようにして、実を上げていくというのが大事だと思うのです。

例えば子育て支援センターも、高齢者の地域包括支援センター、それから基幹障害者相談支援センター、そして子育て支援拠点、そういうものが一緒になってお金を出し合って、協働事業をやるような仕組みがあるわけですので、例えば子育て支援センターが名乗り上げることがまず一歩かと思っています。高齢と障害は結構組んだりしているのですが、児童の分野は外れてしまっている、そこは児童の方から手を挙げていかないと、という感じはします。



小島 :児童の分野はそれぞれ園の行事をやっているのですが、もっと地域の団体、種別の団体と一緒にやる行事が必要ではないかと思うのです。今はコロナ禍ですが、地域の夕涼み会と保育園の夕涼み会を一緒にして、かき氷や綿菓子、できればビアホールも一緒に楽しくやりたいというのが私の夢なのです。やはり地域の方が集う場所を保育園が提供する、地域の他の団体もそれぞれが提供し合うような関係をぜひ作ってほしいと思っています。

柏女 :すごく大事なことだと思います。私も前は社会福祉法人の理事長をしていましたけれども、給食設備があるので地域の中にいらっしゃる一人暮らしの高齢者に集まっていたいて、週一回お食事会をしていました。そうすると別の高齢者施設のデイサービスの方が乗ってきて、うちのホールが手狭になり広い建物を持っているそこでやることになると、今度はそこに子ども食堂をやりたいという方が乗ってきて企画につながりしているのです。

そういう活動を続けていけると、プラットフォームがいくつもつながり、新しいプラットフォームもできていくというふうになるかなと思います。

小島 :「プラットフォーム」という言葉を先ほどからいただいているのですが、地域における子育て支援や、地域の福祉社会の共通の舞台を作ろうということでもよろしいでしょうか。

柏女 :そうです、それで結構です。全社協でプラットフォームの作り方のマニュアルを作ったことがありまして、それで全国研修なども開かれています。「子どもの育ちを支えるプラットフォーム」^{※2}はプラットフォームの作り方、段階ごとにどんな支援が、働き方が必要なのかというものをまとめたものです。これが全社協のHPからダウンロードできますのでぜひご覧いただければと思います。

小島 :今日参加の皆さんの校下や地域、私のところもそうですが、人から押し付けられた、預けられたテーマではなくて、自分たちだったら何ができるのかやれるテーマでプラットフォームをぜひ一緒に作っていきたくて話を聞きながら思いました。お時間もだいぶ迫ってしまいましたが、ヤングケアラーの問題が

最近よく地域からも出てきているのですが、何をしたらいいのかという話になります。ヤングケアラーのお子さんに対する取り組みは、どんな事例があるのでしょうか。

柏女 :親が精神疾患を抱えていて、子どもが家事を手伝っているという事例にはよく出会います。そこに祖母がいてその介護が必要になってくるという形の事例検討もしました。それこそこども家庭庁のミッションになりますが子どもの思いを抜きに、介護支援や障害支援サービスを使った方がいいよとか早急にかかないこと。つまり子ども自身がそれを存在意義にしている、そんなサービスは要らないと思っているかもしれないのです。ここは丁寧に最初の関わりの仕方は非常に謙虚に、でもあなたのことは見守っているからねという姿勢が大事だなと思っています。

小島 :なかなか問題が見えづらく、ときどき保育園でも中学生のお兄ちゃん、お姉ちゃん、高校生の方が迎えに来たり、お母さんが病気がちで子ども達が手伝っていたりする姿を見たりするのですけれども、なかなかヤングケアラーというふうに認識できません。まずは見守って、様子を観察しながら何が支援できるのか考えてまいりたいと思います。

柏女先生、ご丁寧にお話しいただきまして本当にありがとうございました。

対談を終えて 一会長のひとこと

2022年度の出生数は77万人台と言われ、過去最少記録を更新しそうです。コロナ対応で追われた3年間は予想をはるかに超えるスピードで少子化が進みました。

こうした状況の中で、岸田首相の「異次元の少子化対策」や4月に発足する「こども家庭庁」は子ども関係省庁の縦割り行政を改め、こども家庭福祉の増進につながるでしょうか。

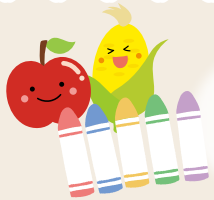
子育て支援フォーラムでの柏女霊峰先生(淑徳大学総合福祉学部教授)の講演「地域中心の子育て支援を考える」と対談は私たちに多くの示唆と励ましを下さいました。「今日の子ども家庭福祉分野での問題は、子育ての孤立化、保育サービス等の待機児童、子ども虐待、子どもの貧困、障害児支援、いじめ・ひきこもりなど幅広く存在し」、「その多くは、つながりの喪失とその結果引き起こされる社会的孤立により深刻化して」おり、いわば、「孤立と分断の社会がもたらす課題」です。新たな制度がつくられ、公の取り組みが大きくなっても、制度のひずみと隙間対策は常に生まれます。この課題を克服するには新たな「連帯と共生」の社会への移行が必要であり、「インクルーシブ(包摂的)な社会づくり」の実現が求められます。

私たちは、子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム(認定こども園・保育所と主任児童委員・児童委員、社会福祉協議会等と手を組んだ協働・連帯活動)の構築で「地域中心の子育て支援」を実践していきましょう。

富山県保育連絡協議会 会長 小島 伸也



※2参考資料
「子どもの育ちを支えるプラットフォームの継続、発展に向けて」 2018(平成30)年度 全国社会福祉協議会



おやさいくレヨンで絵を描いたよ!!



令和4年8月富山信用金庫様、富国生命保険相互会社富山支社様から子どもたちに「おやさいくレヨン」が寄贈され、県内の保育所、認定こども園を通じて子どもたちに届けられました。お絵描きの様子や作品の一部を紹介します♪

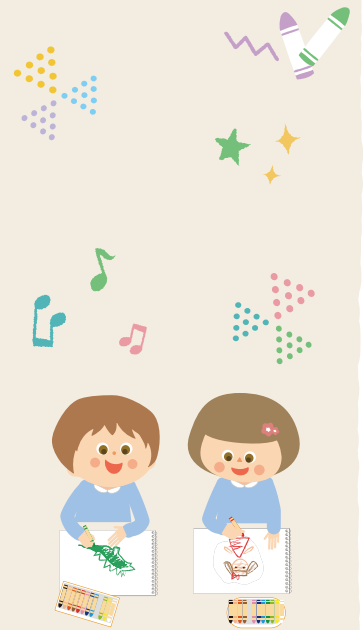
認定こども園野村保育園



大沢野ちゅうおうこども園



西田地方保育園



編集 後記

3年ぶりの開催となった今年度の子育て支援フォーラムには保育士や民生委員・主任児童委員などたくさんの方が参加してくださいました。みなさんの子育て支援への関心の高さを感ずると同時に、地域の子育て支援がますます充実すると実感し嬉しく思います。地域がつながり、子育ての悩みや困りごとを気軽に相談できる環境を作り、親子が孤立せず過ごせるよう支援していきましょう。さて、この情報誌では、おやさいくレヨンで描いた絵やその子どもたちの写真が多く掲載されています。野菜から作られた色はとてもやわらかく優しい絵ですね。そして、クレヨン握る手がとても可愛くキュンとなります。普段の生活や遊びの中から、ちょっとした子どもの成長や可愛らしさを見逃さず伝え、保護者とそれを共有することで子育ての楽しさを感じられるようにしていきたいです。今回参加して下さった皆様、出演して下さった皆様、たくさんご協力いただき感謝いたします。ありがとうございました。

編集委員・H

連絡先

「保育の出前」についてのお問合せは、お近くの保育所(園)・認定こども園または、県保育連絡協議会(076-431-6727)へ。

発行：富山県保育連絡協議会
〒930-0094 富山市安住町5番21号サンシップとやま内
TEL 076-431-6727 FAX 076-432-6064
<https://toyama-hokyo.jp/>
発行日：令和5年3月